

令和 4 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

令和4年度白鷹町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

現在の社会情勢は、少子・高齢化や人口減少が進行し、また地縁や血縁といった共同体機能の脆弱化から社会構造が変化しております。このことは、地域における支援ニーズも変化し、複雑化・複合化しています。こうした中で、国においては、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域の住民や多様な主体が互いに支えあい、共に地域を創っていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進しています。

町社会福祉協議会においても、「地域共生社会」の具現化に向けて、地域の皆様をはじめ、自治組織、福祉関係団体の協力をいただき、各種の事業に取り組んでまいります。

「ふれあいサロン事業」については、地域の皆様などと連携して継続した運営できるよう支援を行ってまいります。また、地域の生活課題である「買物」について、町内の社会福祉法人5法人が連携し、その支援に取り組んでまいります。

居宅介護支援事業は、サービス利用計画の作成等により、介護保険サービス利用者の生活を支援してまいります。近年、利用件数の見通しを立てることが難しく、他の事業所の動向等も踏まえ、利用状況等を注視していく必要があります。訪問介護事業は、在宅で生活している高齢者、障がいサービス受給者に介護支援、家事支援を行い、本人及び家族の介護負担の軽減が図れるよう生活の支援に努めてまいります。訪問介護の利用については、入所施設の充実、介護予防の促進により高齢になっても自立した生活が送れる社会状況や介護保険外のサービスが整ってきたことなどにより、訪問介護のサービスを利用する件数の減少が見込まれる状況であります。今後、事業運営の総合的な検討を行っていく必要があります。「ハ乙女げんき塾」については運営を継続して行い、元気な高齢者の健康の維持増進を図ってまいります。

保育事業における環境は、少子化の影響による子どもの減少から、全体的には保育園の入所児童数の減少が予想されます。これらの状況を踏まえ、保育園経営の規模縮小することを想定し、今後の運営に対応してまいります。子育て支援及び障がい児支援につきましては、次代を担う子どもたちの確かな成長を支援するため、継続して取り組んでまいります。新たに放課後等デイサービス事業等に取り組むとともに医療的ケア児の入所に対応してまいります。また、3か所の放課後児童クラブの運営につきましては、学校との連携を深め、学校の下校後における子どもたちの生活を支援してまいります。

Ⅱ 重点事業

1. 社会福祉法人の運営・管理

項 目	内 容
(1) 法人運営会議の開催	○理 事 会 年 2 回～4 回開催 業務執行に関する意思決定機関 ○評議員会 年 2 回～3 回開催 法人運営の議決機関 (決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認等) ○監 査 会 理事の職務・計算書類に関する監査 ○事業運営会議 随時開催 理事会、評議員会への上程議案等について審議 ○園 長 会 月 1 回他
(2) 委員会の開催	○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年 1 回 ○上記以外の委員会等 適時
(3) 福祉推進員の委嘱 及び社会福祉事業推進	区長・町内長の皆様に福祉推進員を委嘱し、地域における見守り支援のネットワークの構築や日常生活への支援を推進する。また、福祉推進員及び地域の役員等との連携を図り、地域における福祉課題などを話し合い、課題解決に取り組む。 ◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名）
(4) 社会福祉法人連絡協議会の開催	町内の社会福祉法人の連携を図り、地域の中で生活で起こった課題について、解決するための支援策を連携し、協働で解決に努める。 ◇ 設立総会の開催 5つの社会福祉法人 ◇ 地域貢献活動の実施
(5) 会費納入の協力依頼	地域福祉の推進を図るために、各世帯に会費の協力をお願いするとともに、目的に賛同する方に賛助会費の協力をお願いしながら自主財源確保に努める。 ◇ 【普通会员】町内全世帯 一世帯：年間 1,200 円 ◇ 【賛助会費】個人、団体、法人、施設 他 一口：1,000 円
(6) 善意銀行の運営	住民からの寄附金や物品、奉仕活動の預託と払出を行い、必要とする方への支援を行う。 ◇ 預託・払出業務（随時適切に運営） ◇ 広報誌、ホームページを活用した周知

2. 生活支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)生活相談所の開設	住民福祉の向上を図るため生活相談所を設置し、弁護士による法律相談を実施する。 ◇ 相談日 第1水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◇ 場 所 老人福祉センター ※弁護士相談以外の相談は、随時社協窓口で対応する。
(2)生活困窮者自立支援事業の推進 （県委託事業） 小国町・飯豊町社協共同体	生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向け包括的、継続的な支援を実施する。 ◇ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（兼務）を配置 ◇ 支援調整会議の開催（随時） ◇ 支援会議 … 関係機関との連携強化（年2回）
(3)生活福祉資金貸付事業 （県社協委託事業）	低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立更生を図るため、資金貸付を実施する。 ◇ 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ◇ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ◇ 教育支援資金（教育費、就学支度費） ◇ 不動産担保型生活資金 （低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の受付と申請及び償還の支援を行う。
(4)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。 ◇ 貸付限度額5万円 （但し、連帯保証人がいる場合は10万円まで貸付可能）
(5)福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）	高齢者や障がい者の日常における福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行う。 ◇ 基幹的社協の運営 ◇ 生活支援員の配置 本人の状態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなげていく。
(6)ひとり親家庭支援（共同募金事業） 拡充	ひとり親家庭の家計負担の軽減を図るため、食糧の支援を行う。
(7)就労体験事業 新規	ひきこもり状態の方等が、社会参加や社会への適応をめざすため、就労の体験の場を提供する。
(8)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◇ 全焼・全壊等 1万円 ◇ 半焼・半壊等 5千円

3. 住民が共にたすけあい、支えあう活動促進事業

項 目	内 容
(1)ふれあいサロン事業の推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図る。また、健康の維持等を推進するため、保健師派遣を行う。 ◇ 町内28ヵ所開設 ◇ ふれあいサロンの情報交換会
(2)民生委員・児童委員活動の支援	地域の福祉を推進していくため、情報収集や提供、相談、援助等の活動に支援を行う。 ◇ 福祉カルテの作成 ◇ 地域での見守り、相談事業の推進 ◇ 任期満了に伴う円滑な事務引継ぎ
(3)友愛訪問活動	老人クラブ会員が高齢者世帯に訪問活動を行い、地域での見守り活動を支援する。
(4)地域住民福祉活動推進（福祉バス運行）	福祉バス利用による、それぞれの活動の支援等を行う。 ◇ お出かけサロンの支援 ◇ 福祉団体等の活動支援 ◇ ボランティアの活動支援
(5)買物支援事業 新規 (社会福祉法人連携事業)	日常的な買物に不便を感じている方を支援するため、町内の社会福祉法人が、地域住民と連携し、地元の商店等に各法人の車両を利用して無料送迎を実施する。
(6)ふくし出前講座 新規 (社会福祉法人連携事業)	町内の社会福祉法人の職員が講師として地域に出向き、福祉の情報提供を行う。
(7)車いすの貸出事業	歩行が難しい方等を支援するため、車いすの貸出を実施する。 ◇ 貸出期間 6カ月以内 ◇ 利用料金 無料
(8)福祉用品の貸付事業	シルバーポーズ、ビーンボウリング、ワナゲ等の福祉用品の貸し出しを実施する。 ◇ 貸出期間 利用する期間 ◇ 利用料金 無料
(9)戦没者追悼式の運営 (町委託事業)	戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。

4. ボランティアの活性化に関する事業と福祉教育の推進

項 目	内 容
(1)ボランティアセンターの運営	ボランティアを希望する方の相談や活動場所の紹介などボランティアに関することについて支援する。 ◇ 相談と紹介 ◇ ボランティアコーディネート業務 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険等の加入促進 ◇ 研修会の実施 等

(2) ボランティア活動推進事業	住民が自主的に取り組むことができるボランティア活動を推進する。 ◇ 古切手と葉書の書き損じの回収 ◇ 災害義援金への寄付（県共同募金会に送付）
(3) 見守りサービスの推進（共同募金事業）	<事業の見直しと拡充> 見守りが必要な高齢者等への週 1 回の配食・安否確認について、配達回数や栄養管理された弁当へ見直し、利用対象者の範囲の拡充を検討する。 ◇ 利用者負担 200 円 ◇ 対象世帯 支援を希望する高齢者等 ◇ ボランティア 5 名
(4) 傾聴ボランティア「ひまわり」の活動推進	単身者等の心の不安や想い、苦しみに心を傾け「聴いてもらえること」に喜びを感じてもらえる活動を支援する。 ◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅、特別養護老人ホーム ◇ ボランティア 12 名
(5) ボランティア活動の推進	福祉教育に取り組む実践校として、小学校 4 校を指定し、その活動を支援する。（共同募金事業）
	ボランティア活動に取り組む実践校として、白鷹中学校、荒砥高等学校を指定し、その活動を支援する。
	ボランティア活動に取り組む実践校として白鷹高等専修学校を指定し、その活動を支援する。（共同募金事業）

5. 災害対応力の向上

項 目	内 容
(1) 災害ボランティアセンター設置・運営	町の防災計画に基づき、災害発生時に備えたセンターの設置・運営が円滑に実施できるように訓練を行う。 ◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 設置・運営に向けた研修会 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 資機材等の整備

6. 介護保険制度・障害者総合支援法による事業所運営

項 目	内 容
(1) 居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、現在の生活常態が維持向上していけるようサービス提供関係機関と連携を取り、必要な相談支援を行う。
(2) 訪問介護事業	介護認定を受け訪問介護サービスを希望される方へ、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。
(3) 障害福祉サービス事業	障害福祉サービス受給者に対して、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。
(4) 移動支援事業（町委託事業）	障がいのある児童の特別支援学校への通学支援を実施する。

7. 介護予防等事業の実施

項 目	内 容
(1)介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス A (ハ乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方を対象に、閉じこもりの防止を図り、健康づくり等の事業を行うことで、高齢者の自立した生活を支援する。 ◇ 開催日 月曜日～金曜日（コロナ禍につき午前のみ） (祝日、お盆期間 13 日～17 日及び年末年始 休暇日を除く) ◇ 移 動 送迎あり

8. 子育て支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)保育園経営	健やかで、心豊かな子どもの育成等を支援するとともに、障がいのある児童及び保護者への支援に努める。ひがしね保育園には、継続して「もも組」を設置する。また、医療的ケア児の入園について対応する。 ※開園時間 7時から19時まで さくらの保育園 ◇ 入所定員 150 名 ひがしね保育園 ◇ 入所定員 60 名
(2)子育て支援センターの 管理運営 (町指定管理事業)	子どもたちの成長を地域で支え合うとともに、保護者の子育ての支援を行う。 ◇ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③ファミリーサポートセンターの運営 ④ふれあい交流事業 ⑤子育て相談や情報交換の場の提供 ⑥地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◇ 開館時間 9時30分～15時30分まで ※休館は、土曜及び12月31日から1月3日までとする。
(3)放課後児童健全育成 事業 (町委託事業)	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。 ◇ 施 設 鮎っ子クラブ 蚕桑っ子クラブ 東根っ子クラブ ◇ 利用時間 ①平日：下校時～19時 ②土曜、長期休暇、学校代休日：7時～19時
(4)チャイルドシート等の 貸出事業	出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い世帯に対し、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出しを実施する。 ◇ 貸出条件 ① 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ② 使用者(運転者)が普通自動車免許を有する者 ③ 使用自動車に貸出用具が装着可能であること ◇ 利 用 料 無料 ◇ 申込場所 さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター
(5) 放課後等デイ サービス事業の実施 新規	障がいのある児童等を対象に、学校の授業終了後からサービス提供時間帯に支援の提供を行う。放課後等デイサービス計画に基づき、指導・訓練を行う。 ◇ 定 員 10 名 ◇ 場 所 老人福祉センター ◇ 開設日 令和4年5月1日

(6) 障害児相談支援事業の実施 新規	障がい児等が自立した日常生活を送ることができるように障がい児等の心身の状況等に応じて、適切な福祉サービスを利用できるように相談及び支援を行う。
(7) 障がい児等ネットワーク事業 新規 (町委託事業)	障がいのあるお子さんや、発達が気になるお子さんとそのご家族の生活を支えるため、保護者同士で交流できる場を提供し、子育て支援の充実を図る。

9. 調査研究・広報活動

項 目	内 容
(1) 地域コミュニティの調査 新規	地域の課題を捉え、新たなサービスの立ち上げに向けた情報提供や支援を行うための調査を実施する。
(2) 広報活動	社協活動の理解促進と地域福祉活動、社会福祉サービスの周知を行い、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行 年3～4回 全戸配布 ◇ ホームページによる広報の充実 ◇ フェイスブックによる情報の提供

10. 共同募金運動の展開

項 目	内 容
(1) 委員会の開催	○ 運営委員会 業務執行に関する議決機関 ○ 審査委員会 助成の審査決定機関
(2) 赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月～12月 ◇ 募 金 額 1戸 600円 ◇ 広 報 10月 全戸配布 ◇ 使 途 方法 社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動 等
(3) 歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 12月 ◇ 募金目標額 1戸 300円 ◇ 広 報 10月全戸配布 ◇ 使 途 支援を必要とする世帯や高齢者への友愛訪問活動、地域福祉活動等

11. 福祉団体活動支援

項 目	内 容
(1) 民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施

(2)老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 4クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ体験交流等の実施 ◆ 研修会等の実施
(3)身体障害者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。 ◆ 会員交流会の実施（レクリエーション等） ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加
(4)手をつなぐ育成会	会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。 ◆ 自立研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5)遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。 ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加

1 2. 関係機関との連携

項 目	内 容
(1)西置賜地方福祉連絡会議	西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 会長会議（11 月上旬） ◇ 事務局長会議（4 月中旬、11 月上旬） ◇ 担当者会議（4 月中旬、2 月下旬） ◇ 職員研究協議会（8 月）
(2)置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 担当者会議（担当：白鷹町） ◇ 役員研修（担当：南陽市） ◇職員研修（担当：米沢市） ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会（担当：南陽市）
(3)置賜ボランティアの輪連絡会議	置賜3市5町のボランティア活動を推進するための事業に参画する。 ◇ 置賜ボランティアの輪連絡会議（担当：川西町）

